

厚生労働省和歌山労働局発表
令和5年8月7日(月)

担 厚生労働省和歌山労働局
労働基準部賃金室
賃金室長 上田 文彦
賃金室長補佐 前西 敏史
電 話 073(488)1152

令和5年度和歌山県最低賃金の改正答申について - 40円引上げて時間額929円 -

和歌山地方最低賃金審議会(会長 ひろたに みちとし 廣谷 行敏)は、本日、和歌山労働局長(まつうら 松浦 直行)に対し和歌山県最低賃金を「時間額929円」とするのが適当である旨の答申を行いました。

この「時間額929円」は、現行の和歌山県最低賃金「時間額889円」を「40円」引上げるものです。

和歌山地方最低賃金審議会は、本年7月4日、和歌山労働局長から「和歌山県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、7月28日に中央最低賃金審議会から示された答申(40円引上げ)を参考にしつつ、慎重に調査審議を重ね、答申をまとめました。

今後は、この答申についての異議申出に関する手続を経て、和歌山県最低賃金が改正されることとなります。

厚生労働省及び和歌山労働局では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、各種の最低賃金及び賃金の引上げ等に向けた生産性向上等のための支援を実施しています。(別添参考資料参照)

【参考：和歌山県最低賃金額及び対前年度引上げ率、引上げ額】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最低賃金額	803円	830円	831円	859円	889円	929円
対前年度引上げ率	3.35%	3.36%	0.12%	3.37%	3.49%	4.50%
対前年度引上げ額	26円	27円	1円	28円	30円	40円

(参考資料)

主な生産性向上等のための支援策

業務改善助成金（別添 1 リーフレット参照）

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を 30 円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資を行った場合に、その設備投資にかかった費用の一部を助成するものです。

上記の業務改善助成金に関するお問い合わせは、業務改善助成金コールセンター（電話 0120-366-440）又は、和歌山労働局雇用環境・均等室（電話 073-488-1170）にお尋ねください。

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）（別添 2 リーフレット参照）

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を 3 % 以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成するものです。

上記の助成金に関するお問い合わせは、和歌山労働局職業対策課（電話 073-488-1161）にお尋ねください。

「和歌山働き方改革推進支援センター」（別添 3 リーフレット参照）

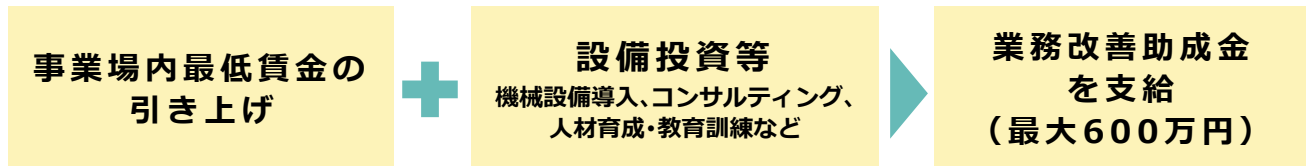
和歌山労働局委託事業として「和歌山働き方改革推進支援センター」を開設し、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者に、長時間労働の是正、同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の解消に向けた雇用管理改善の取組を支援するため、専門家による相談対応（電話・メール・対面・訪問）や出張相談会・セミナー等を実施しています。

上記に関するお問い合わせは、和歌山働き方改革推進支援センター（電話 0120-547-888）にお尋ねください。

※申請期限：令和6年1月31日
 (事業完了期限：令和6年2月28日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
 また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成対象経費の拡充や助成対象経費の具体例（「生産性向上のヒント集」）について、詳しくは、リーフレット中面をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が863円 → 助成率9/10
- 8人の労働者を953円まで引上げ（90円コース） → 助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

540万円
 (= 600万円 × 9/10)
(設備投資費用 × 助成率)

>

450万円
 (= 助成上限額)
(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

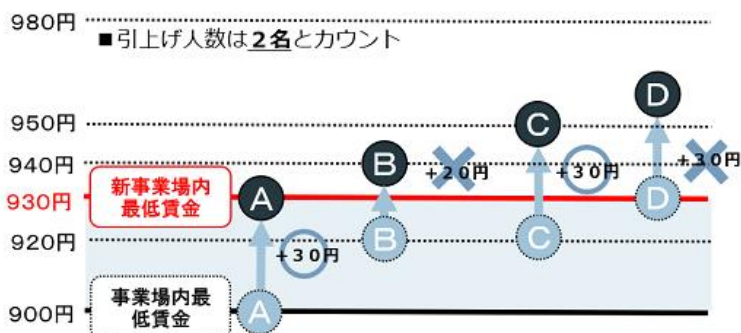
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。
また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上の事例集 ～最低賃金の引上げに向けて～

この度、業種別中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例をご紹介します。

生産性向上のヒント集
（令和4年3月作成）
【PDF形式：7,312KB】

生産性向上のヒント集
（令和3年作成）
【PDF形式：9,625KB】



【業務改善助成金に関する事例】

事例4 巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

【企業概要】 【所在地】山形県 【従業員数】16人 【事業内容】介護事業

課題と対応
利用者の睡眠状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の待機時間が長くなるがあった。また、福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要
利用者の睡眠状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機器と、あらゆる車いすを電動で載せられる福祉車両を導入したいと考えた。そこで、助成金を活用して、ベッドセンサー、ワイヤレスコール、新型福祉車両を導入した。

職員の業務負担を機器の導入によって軽減したい（社長）

<導入前>

<導入後>

巡回、介助、送迎の負担が軽減された

さらなる工夫
削減できた時間で、記録作成、備品管理、施設清掃、他の利用者の介助等が可能になった。

実施結果
ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、遠隔でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間削減された。さらに、どのような車いすでも電動で1人で車両に載せられるようになった。

成果
巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を134円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ → 県の介護事業担当部署からの提案

生産性向上のヒント集

検索

業務改善 事例3

スチームコンベクションオープン®の導入による生産量の増と調理工程の簡素化

【所在地】宮城県 【従業員数】6人 【事業内容】仕出業
【課題と対応】調理人の熟練度や人数によって調理の質や量にばらつきが出るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。
熟練者以外でも少人数で大量の調理を可能にしたいと考えました。また、焼く・蒸す等の調理工程を簡素化したいと考えました。そこで、助成金を活用してスチームコンベクションオープンを導入しました。

（※）図説の水蒸気を用いて調理を行う加熱調理器具

今までのガス調理の負担を減らし、効率よく量産したい

導入前

導入後

若手従業員でも倍以上の量をミスなく調理可能

さらなる工夫
メニューのバリエーションが増えたことで、新しく弁当や惣菜などにも力を入れられるようになった。

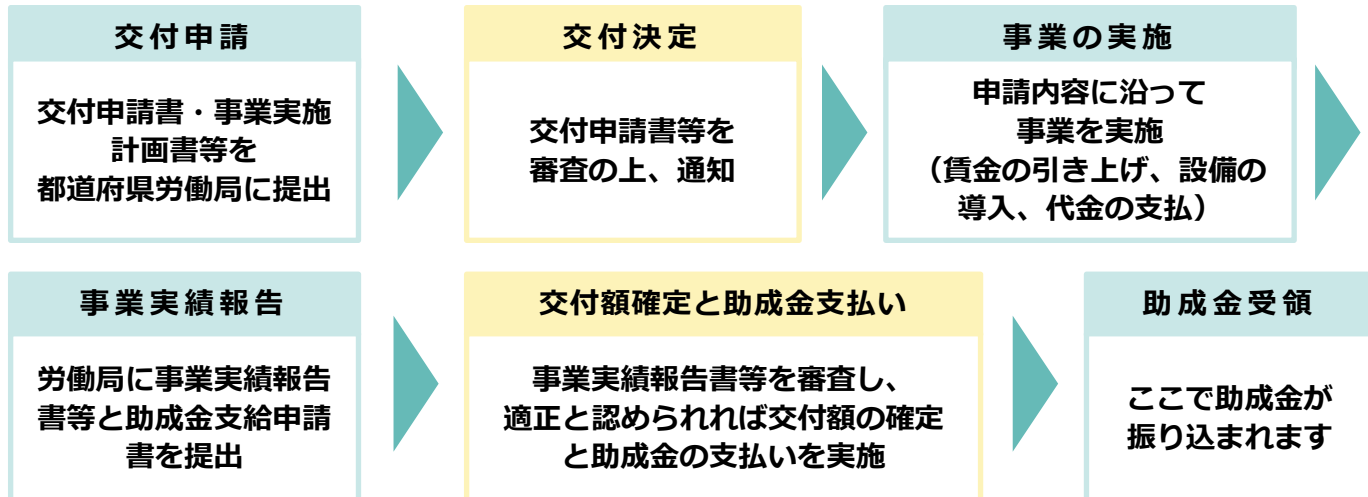
実施内容
スチームコンベクションオープンの導入により、火加減の調整が省け、調理ミスによるロス率も減少した。調理人の熟練度や人数に左右されることなく調理でき、空いた時間で他の作業もできるようになった。

成果
生産量の増と調理工程の簡素化より生産性が向上し、6人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を50円引き上げた。

助成金活用のきっかけ → 商工会のセミナーに参加

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

昨年度からの変更点

- 事業完了期限が、2024（令和6）年2月28日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は2024（令和6）年3月31日とすることも可能です。
- 事業完了後に行う事業実績報告と支払請求の手続きを一本化し、手続きを簡便にしました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成する制度です。

2 事業の概要・スキーム

コース名／コース内容

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員化（※）
 ※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む
 ▶ 正社員化後6か月間の賃金が正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

支給額（1人当たり）

①有期→正規： 57万円（42.75万円）

②無期→正規： 28.5万円（21.375万円）

①有期→正規： 90万円（67.5万円）

②有期→無期： 45万円（33万円）

③無期→正規： 45万円（33万円）

※重度障害者の場合は、①120万円(90万円)②③60万円（45万円）となる。

加算措置／加算額（1人当たり）

正社員化コース

■人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化

① 9.5万円（大企業も同額）

② 4.75万円（大企業も同額）



※自発的職業能力開発訓練または定額制訓練の修了後に正社員化した場合の加算は、
 ①11万円②5.5万円(大企業も同額)

■派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用
 28.5万円（大企業も同額）

■母子家庭の母等又は父子家庭の父
 ① 9.5万円（大企業も同額）
 ② 4.75万円（大企業も同額）

■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定
 1事業所当たり9.5万円（7.125万円）

賃金規定等改定コース

■「職務評価」の手法の活用により実施 1事業所当たり 20万円（15万円）

賞与・退職金制度導入コース

■同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円（12.6万円）

※()は、大企業の場合の額。



正社員化支援

処遇改善支援

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

① 3%以上5%未満： 5万円（3.3万円）

② 5%以上： 6.5万円（4.3万円）

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

1事業所当たり 60万円（45万円）

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

1事業所当たり 40万円（30万円）

23.7万円（17.8万円）

短時間労働者労働時間延長コース

有期雇用労働者等の週所定労働時間を3時間以上延長し、社会保険を適用

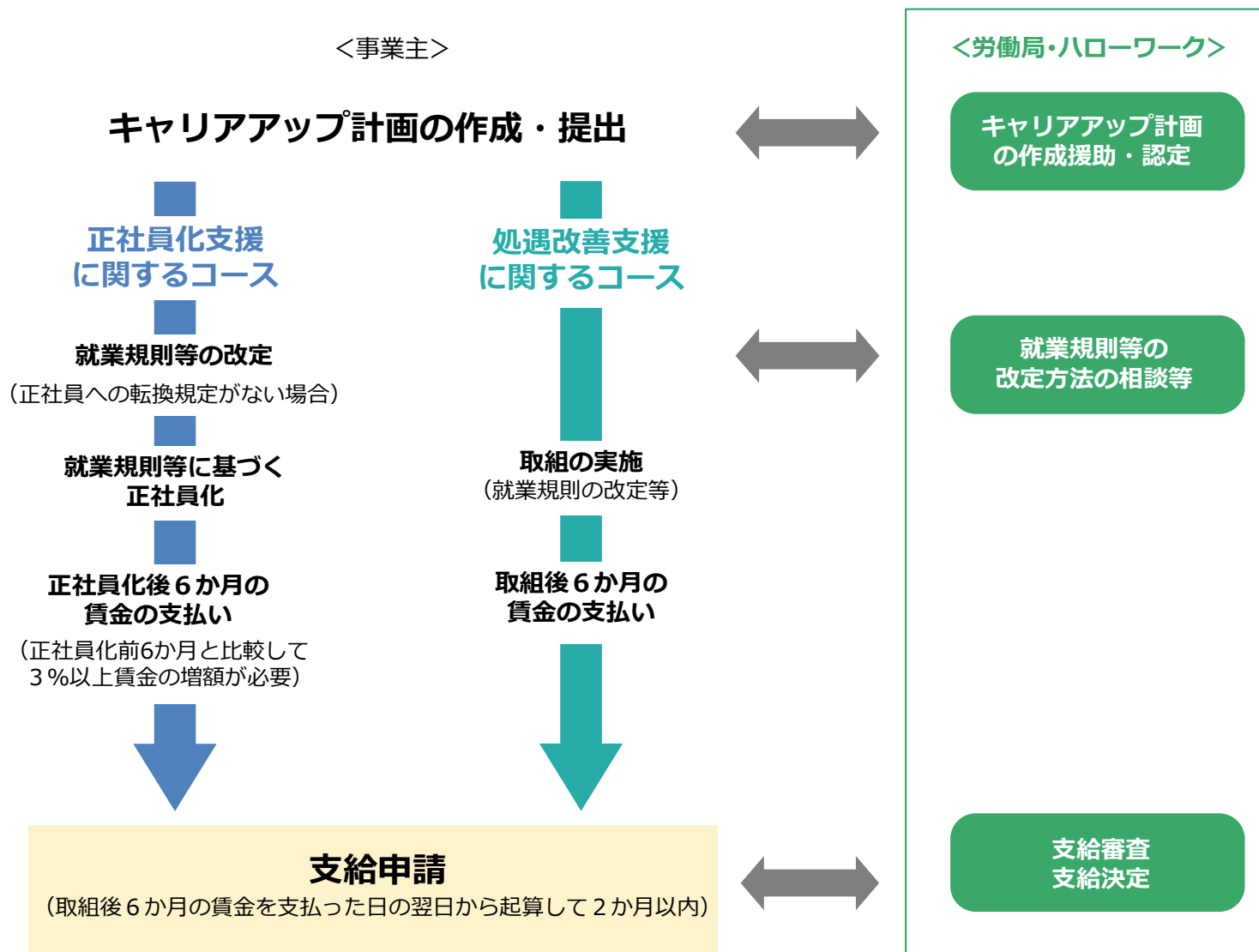
なお、3時間未満の延長であっても、以下のとおり、助成を受けられる場合がある。

1～2時間延長かつ10%以上昇給 5.8万円（4.3万円）
 2～3時間延長かつ6%以上昇給 11.7万円（8.8万円）

※令和6年9月末までの金額

キャリアアップ助成金の申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、各コースの実施日の前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要です。



キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。



中小企業・小規模事業者のみなさまへ

会社のお困りごと/ワンストップでサポートします！

和歌山働き方改革推進支援センター

事業主、事業の経営担当者の皆さま
疑問やお困りごとに
社会保険労務士等の専門家が
課題解決に向けて無料でご支援いたします

「働き方改革」は働く方々が
個々の事情に応じて
多様で柔軟な働き方を
自分で「選択」できる社会を
実現するための改革です

例えば
こんなお悩みや疑問

- ✓ 時間外労働の上限規制
- ✓ 同一労働同一賃金への対応
- ✓ 労働関係の助成金の活用
- ✓ 就業規則の見直し
- ✓ 子育て・介護の両立
- ✓ 生産性向上・業務効率化



主な支援内容

支援 01

電話・来所 相談

センターに常駐する社労士
等の専門家による電話・来
所・メール相談

支援 02

企業訪問 による相談

社労士等の専門家が企業
へ訪問し、問題解決に向け
て相談に対応
原則3回(2時間程度)

支援 03

セミナー 開催

事業主向けセミナーを開
催。最新の法改正情報をお
届けします

支援 04

出張相談会 開催

地域のニーズに応じて商工
団体等にて個別相談会を開
催します

和歌山働き方改革推進支援センター

〒640-8317 和歌山市北出島1丁目5番46号 (和歌山県社会保険労務士会 内)

受付時間 平日 9:00 ~ 17:00 (※水曜日は 18:00 まで)
(12/29 ~ 1/3 除く)

E-mail. wakayama-hatarakikata@shakaihokenroumushi.jp
F A X. 073-425-3041



フリーダイヤル

0120-547-888



専門家による企業訪問の申込みは裏面へ
(FAX・E-mail 用 申込書)

FAX

∞∞∞∞ 和歌山働き方改革推進支援センター ∞∞∞∞

FAX : 073-425-3041

E-mail: wakayama-hatarakikata@shakaihokenroumushi.jp

訪問相談サービス 申込書

※オンラインでの相談も可能です

社労士等の専門家が貴社に訪問し課題解決に向けたコンサルティング支援をいたします
下記の必要事項をご記入の上、FAX もしくはメールにてお申込みください

申込日： 年 月 日

会社名 事業所名	フリガナ	従業員数 名 (うちパート 名)
所在地	〒 -	
ご担当者名	担当・役職名 ()	
電話番号	FAX 番号	
E-mail アドレス	@	
ご相談内容 (□に✓をしてください。複数可)		
<input type="checkbox"/> 残業を減らしたい <input type="checkbox"/> 賃金規程・賃金制度 <input type="checkbox"/> 労働関係の助成金 <input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制への対応 <input type="checkbox"/> 最低賃金への対応 <input type="checkbox"/> 子育て・介護の両立 <input type="checkbox"/> 労働時間の削減・労働時間管理 <input type="checkbox"/> 生産性向上・業務効率化 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 時間外労働の割増率引上げへの対応 <input type="checkbox"/> 就業規則の作成・見直し () <input type="checkbox"/> 有給休暇 <input type="checkbox"/> 人材不足・従業員採用 <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金への対応 <input type="checkbox"/> 高齢者の就業促進		
【具体的に相談したい内容】		

<input type="checkbox"/> 訪問相談希望日時	<input type="checkbox"/> オンライン相談希望日時
●第1希望日 月 日 時～	
●第2希望日 月 日 時～	
●第3希望日 月 日 時～	

個人情報、会社情報につきましては秘密を厳守いたします。

お気軽に
お問い合わせください

和歌山働き方改革推進支援センター

〒640-8317 和歌山市北出島1丁目5番46号 (和歌山県社会保険労務士会内)

TEL. 0120-547-888 FAX. 073-425-3041

E-mail. wakayama-hatarakikata@shakaihokenroumushi.jp